城南家保ニュース Vol. 17-8

熊本県城南家畜保健衛生所 平成17年11月 発行



http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/jounan/jounan-index.htm

「農薬は、動物に対しても危険です!」

平成17年7月、農薬(土壌燻蒸剤)によると思われる子牛の血尿症が発生しました。発症は4か月齢の子牛2頭で、10月までに2頭とも死亡しました。死亡した子牛から土壌燻蒸剤の主成分は検出できませんでしたが、他の血尿を示す疾患ではなかったこと、農薬保管場所がすぐ近くで強い刺激臭がしたことから、持続的な吸入による中毒が強く疑われました。今回は、その経過や成績についてお知らせするとともに、農薬の使用にあたっての注意事項について改めて調べてみました。

■ 経過

2頭の子牛が牛房移動後(この環境に置かれてから)4日目、気管支炎の治療が施される。 1か月後、2頭とも血尿を発症し、翌日1頭が死亡。 残りの1頭についても血尿は見られなくなったものの発育不良、3か月後に死亡。

■ 検査成績

- (1) 血液検査では、貧血及び肝機能・腎機能の低下が認められました。
- (2) 病理組織学的検査では、肺で何らかの異物による持続的刺激があったこと、肝臓や腎臓の細胞が壊れて出血が多く認められました。

■ 血尿などの赤色の尿を呈する可能性のある疾患

- (1) 水中毒:子牛が多量の水を急に飲むと、赤血球が溶け血色素尿を呈することがあります。
- (2) 細菌性腎盂腎炎;尿道から感染した細菌によって腎臓が炎症を起こし出血します。
- (3) 尿石症;腎臓や尿道にできる結石により組織が障害されることがあります。
- (4) その他、ピロプラズマ病やワラビ中毒、遺伝性疾患など
- 農薬の使用にあたっては、農薬取締法に基づく省令(**農薬を使用する者が遵守すべき基準を 定める省令**)を遵守する必要があります。以下、省令の抜粋、要約です。
- (1) 農薬使用者の責務として、① 直接、間接的に人畜に危険を及ぼさないようにすること。② 水産動植物の被害が発生しないようにすること。③ 公共用水域の水質の汚濁が生じないようにすること。
- (2) 表示事項の遵守として、① 適用農作物等の範囲以外の作物等に使用しないこと。② 算出された必要量を超えて使用しないこと。③ 希釈倍数を守ること。④ 使用時期を守ること。⑤ 有効成分の種類ごとの総使用回数を超えないこと。
- (3) くん蒸による農薬の使用では、① 毎年度、最初の使用日までに、「当該農薬使用者の氏名及び住所」、「当該年度のくん蒸による農薬の使用計画」を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出する。変更のときも同様。② 被覆を要する農薬の場合、土壌から揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努める。
- (4) 農薬使用者は、① 農薬を使用した年月日、② 農薬を使用した場所、③ 農薬を使用した農作物等、 ④ 使用した農薬の種類又は名称、⑤ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈、を帳簿に記載するよう努めなければならない。

今回は、土壌燻蒸剤中毒が強く疑われた症例についてお知らせしました。動物はもとより実際の使用者の方がなにより暴露の危険が伴いますので、保管や使用にあたっては十分注意してお取扱い下さい。